

平成 23 年度留学生借り上げ宿舎支援事業
「私費外国人留学生学習奨励費受給者等支援」(追加募集) 募集要項

1. 事業の目的

本事業は、留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舎を借り上げること等により宿舎を提供している大学等(我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設又は法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関をいう。以下同じ。)を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的とする。

2. 事業の内容

大学等が留学生(3. 留学生の定義(支援対象者)参照)に宿舎を提供するために賃貸借契約を原則として1年以上締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付する。

3. 留学生の定義(支援対象者)

対象となる留学生とは、次の①②のいずれかに該当する者をいう。

①私費外国人留学生学習奨励費給付制度により学習奨励費の給付を受ける者

②出入国管理及び難民認定法別表第1の4の在留資格「留学」により日本の大学等に在籍する者で、かつ、渡日1年以内または国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者

注：私費外国人留学生学習奨励費とは、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が実施する外国人留学生への奨学金制度の一つです。

4. 民間宿舎の定義

本事業において民間宿舎とは、大学等が設置する留学生宿舎及び学生寮並びに公益法人等(次に掲げる団体をいう。)が設置する宿舎以外の宿舎をいう。

(1) 一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)により設立されたもの、並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第40条により存続するものをいう。)

(2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人(ただし、独立行政法人都市再生機構を除く。)

(3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条に規定する地方独立行政法人

5. 支援金の交付額等

支援金額は次のとおりとする。なお、同一宿舎を対象とする支援は年度内1回限りとする。

単身用：一戸につき上限80,000円

世帯用：一戸につき上限130,000円

6. 申請対象機関等

我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設又は法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関とする。なお、申請機関の代表者は大学

等の長とする。

7. 申請期間及び申請方法等

申請期間： 平成 23 年 11 月 1 日（火）～平成 23 年 11 月 17 日（木）必着

※今回の追加募集は、次の宿舎を申請できます。

- ・学習奨励費受給者が居住する宿舎
- ・在留資格「留学」で、渡日 1 年以内または国内から進学し入学後 1 年以内に居住を開始する者が居住する宿舎

申請書類：

- ・平成 23 年度留学生借り上げ宿舎支援事業（学習奨励費受給者等支援）申請書（追加募集用）様式 1-1
- ・平成 23 年度留学生借り上げ宿舎支援事業（学習奨励費受給者等支援）宿舎票（追加募集用）様式 1-2
- ・同一宿舎に居住する者同士の婚姻を証明する書類 ＊世帯用の場合のみ
- ・賃貸借契約書の写し
- ・返信用封筒（大学等の宛名を明記し、80 円切手を貼付した長 3 型封筒）

申請条件：

- ・宿舎は平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月の 1 年間確保すること。
賃貸借契約期間が、平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月を含み 1 年以上あることが必要です。平成 23 年度中に契約期間が終了する場合、当該宿舎の契約を更新し、平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月の間、賃貸借契約が継続していればかまいません。
宿舎確保期間（平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月）中に、賃貸借契約の未更新、解約等により、当該宿舎を確保できなくなった場合は、当該宿舎に係る支援金の全額を返還する必要があります。
- ・宿舎確保期間（平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月）中は、支援対象者（「3. 留学生の定義」参照）を居住させること。
支援決定後に、居住者の退去等により支援対象外の者を入居させた場合は、当該宿舎に係る支援金の全額を返還する必要があります。
- ・申請時まで、支援対象者が居住を開始していること。
- ・今回の追加募集については、平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月まで 1 年間確保している宿舎(上記参照)に加え、平成 23 年 4 月～申請時までの間を契約期間の開始日とした賃貸借契約を新規に締結し、申請時までには支援対象者が居住を開始した宿舎も対象とします。この場合、賃貸借契約期間の開始日～平成 24 年 3 月の間を宿舎確保期間とし、宿舎確保期間中は支援対象者を居住させる必要があります。

留意事項：

- ・本事業における「宿舎」とは住戸（戸）を指します。建物単位、一住戸の中での居室単位ではありません。一住戸に居室が 1 つでも複数（3 LDK 等）でも一宿舎です。例えば、一軒家に居室が 5 室あり各室 1 人ずつ住んでいても一宿舎です。
- ・集合住宅等で棟単位、フロア単位等の複数戸をまとめて賃貸借契約する場合は、賃貸借契約書等に住戸の部屋番号、住戸数の記載が必要です。これらの記載がない場合は、住戸が複数戸あっても一宿舎とみなします。

書類提出に係る留意事項：

- ・申請書類提出の際は、封筒の表に「留学生借り上げ宿舎支援申請書在中」と明記すること。
- ・申請書類は、書留又は宅配便等の配達記録が残る方法で送付すること。
- ・書類に不備等がある場合は別途資料の提出を求める場合がある。また、記載もれ等がある場合、審査対

象としない場合がある。

- ・受理した申請書類は一切返却しない。
- ・申請書類等各様式、記入例は、次のホームページからダウンロードしてください。
<http://www.jasso.go.jp/ihouse/kariage.html>

8. 採択に当たっての優先順位 **※今回の追加募集については、④の宿舎も対象とします。**

以下の①～④区分について、①を最優先として①～④の順に、予算の範囲内で支援金を交付決定する。

- ①学習奨励費渡日前入学許可予約制度（大学推薦）による受給者が居住する宿舎
- ②学習奨励費予約制度（日本留学試験成績優秀者及び日本語教育機関推薦）による受給者が居住する宿舎
- ③学習奨励費受給者で①②以外の者が居住する宿舎
※日本留学試験の海外受験者で、成績優秀により、入学時の大学等において、標準修業年限までの学習奨励費給付期間延伸対象となった学年進行者も③です。
- ④在留資格「留学」で渡日1年以内又は国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者が居住する宿舎

9. 支援金の交付決定通知等

交付決定の可否は、平成23年12月下旬を目処に、申請のあった大学等の長に通知する。
支援金は交付決定通知後に大学等が指定する金融機関口座に送金する。

10. 支援金の使途等

支援金は、借り上げる民間宿舎の賃貸借契約等の経費として交付し、「①支援金の使途」に指定する経費に使用できるものとする。

①支援金の使途

- ・賃貸借契約に係る経費「礼金」「仲介手数料」「更新料」「掛け捨ての保険料」
- ・鍵の交換代
- ・管理委託会社への支払い「管理委託費」「管理事務費」
- ・修繕費用
- ・部屋の原状回復費用
- ・物品（次の26品のみ）のレンタル代 **※物品購入代は対象外です。**

レンタル可能な物品26品

ベッド、学習机、椅子、本棚、冷蔵庫、エアコン、扇風機、洗濯機、乾燥機、掃除機、電気スタンド、電子レンジ、テレビ、布団、電気ポット、炊飯ジャー、照明器具、固定電話、こたつ、整理ダンス、ソファ、ダイニングテーブル、IH調理器、ガスコンロ、ルーター、モデム

②支援金使用期間

- ・支援金を使用できる期間は、平成23年度中とする。
ただし、賃貸借契約に係る費用（礼金、仲介手数料、更新料、掛け捨ての保険料）については、賃貸借契約期間開始日が平成23年4月以降の場合で、前年度中に支払いが生じた場合は、これを支援対象とする。
- ・支援金使用期間後に支援金の残余额がある場合は、機構へ返還するものとする。

③支援金の使用に係る留意事項

- ・指定された使途以外には使用できません。敷金、敷引き、家賃は対象外です。
- ・支援対象宿舎（住戸）以外に係る経費として使用することはできません。

- ・支援対象宿舎（住戸）ごとに経費の明細を明らかにすること。請求書・領収書等で当該宿舎分の経費の明細を明らかにできない場合は支援金を使用できません。

11. 交付決定された宿舎については、次のとおり、居住状況を機構理事長へ報告するものとする。

提出期日：平成 24 年 1 月 1 日現在の居住状況を平成 24 年 1 月末日までに報告

報告書類：平成 23 年度留学生借り上げ宿舎支援事業（学習奨励費受給者等支援）居住状況報告書（様式 1-3）

12. 支援金の収支報告

交付決定された支援金の収支については、次のとおり機構理事長へ報告するものとする。支援金に残余額がある場合は、機構への返還が必要となるため、別途機構へ連絡すること。

提出期日：平成 24 年 3 月 31 日から 1 か月以内

報告書類：平成 23 年度留学生借り上げ宿舎支援事業（学習奨励費受給者等支援）収支簿（様式 1-4）

13. 収支の経理

支援金の収支の内容を記載した帳簿を備え、詳細な使途を明らかにするものとする。また、当該収支に係る証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存すること。

14. 交付決定取消し等

本事業により交付決定を受けた大学等が、次のいずれかに該当する場合は、当該大学等に対する支援金の交付決定を取り消すものとする。当該大学等は支援金の交付決定が取り消された場合、既に交付された支援金の全部又は一部を速やかに機構に返還しなければならない。

なお、(5)において、大学等の責に帰することができないものと機構理事長が認める場合は、支援金の全部又は一部の返還を免除することがある。

(1) 申請書類に、虚偽の記載が判明した場合

(2) 収支報告又は入居者に虚偽の記載が判明した場合

(3) 支援金の使途（10. 支援金の使途等「①支援金の使途」参照）以外の使途に支援金を充てたことが判明した場合

(4) 本事業の目的に違反する行為があった場合

(5) 交付決定後に、留学生に宿舎を提供できなくなり、本事業の目的が達成できなくなったと認められる場合

15. 実地調査

機構職員が大学等へ出向き、実施状況を調査することがある。

16. 書類提出先及び照会先

〒135-8630

東京都江東区青海 2-2-1

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 交流・宿舎事業課（借り上げ宿舎担当）

電話：03-5520-6033

FAX：03-5520-6034

ホームページ：<http://www.jasso.go.jp/ihouse/kariage.html>